

静岡県税賦課徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月31日

静岡県知事 川勝平太

静岡県条例第27号

静岡県税賦課徴収条例の一部を改正する条例

静岡県税賦課徴収条例（昭和47年静岡県条例第8号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p data-bbox="236 613 687 647">(事業税の課税標準の区分経理の義務)</p> <p data-bbox="193 660 368 694">第16条 (略)</p> <p data-bbox="199 710 759 1025">2 法第72条の2第1項第2号に掲げる事業とその他の事業とを併せて行う法人、同項第3号に掲げる事業とその他の事業とを併せて行う法人又は事業税が課されない事業とその他の事業とを併せて行う者は、それぞれの事業に関する経理を区分して行わなければならない。</p> <p data-bbox="272 1090 357 1124">附 則</p> <p data-bbox="236 1137 580 1171">(法人の事業税の税率の特例)</p> <p data-bbox="193 1187 759 1599">17 令和元年10月1日以後に開始し、かつ、令和6年3月31日以前に終了する各事業年度（法第72条の26第1項ただし書又は法第72条の48第2項ただし書の規定により申告納付すべき事業税にあつては、当該事業年度開始の日から6月の期間）に係る法人の事業税の額は、第3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。</p> <p data-bbox="220 1615 759 1742">(1) 次号及び第3号に掲げる事業以外の事業 次のアからエまでに掲げる法人の区分に応じ、それぞれアからエまでに定める金額</p> <p data-bbox="245 1803 759 1930">ア 法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人（受託法人であるものを除く。）次に掲げる金額の合計額</p> <p data-bbox="272 1946 448 1980">(7)・(4) (略)</p>	<p data-bbox="850 613 1302 647">(事業税の課税標準の区分経理の義務)</p> <p data-bbox="807 660 983 694">第16条 (略)</p> <p data-bbox="813 710 1374 1072">2 法第72条の2第1項第2号に掲げる事業とその他の事業とを併せて行う法人、同項第3号に掲げる事業とその他の事業とを併せて行う法人、<u>同項第4号に掲げる事業とその他の事業とを併せて行う法人</u>又は事業税が課されない事業とその他の事業とを併せて行う者は、それぞれの事業に関する経理を区分して行わなければならない。</p> <p data-bbox="884 1090 968 1124">附 則</p> <p data-bbox="847 1137 1192 1171">(法人の事業税の税率の特例)</p> <p data-bbox="804 1187 1374 1599">17 令和元年10月1日以後に開始し、かつ、令和6年3月31日以前に終了する各事業年度（法第72条の26第1項ただし書又は法第72条の48第2項ただし書の規定により申告納付すべき事業税にあつては、当該事業年度開始の日から6月の期間）に係る法人の事業税の額は、第3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。</p> <p data-bbox="831 1615 1374 1787">(1) 次号<u>から第4号まで</u>に掲げる事業以外の事業 次のアからエまでに掲げる法人の区分に応じ、それぞれアからエまでに定める金額</p> <p data-bbox="857 1803 1374 1930">ア 法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人（受託法人であるものを除く。）次に掲げる金額の合計額</p> <p data-bbox="884 1946 1059 1980">(7)・(4) (略)</p>

(7) 次の表の左欄に掲げる金額の区分によつて各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる率を乗じて計算した金額を合計した金額

<u>各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額</u>	<u>100分の0.495</u>
<u>各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額</u>	<u>100分の0.835</u>
<u>各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額</u>	<u>100分の1.18</u>

イ～エ (略)

(2)・(3) (略)

18 前項の場合において、県内と他の2以上の都道府県内に事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上のもの及び受託法人であるものが行う同項第1号に掲げる事業に対する事業税の額は、同項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

(1) 法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人(受託法人であるものを除く。) 次に掲げる金額の合計額

ア 各事業年度の付加価値額に100分の1.26を乗じて得た金額

イ 各事業年度の資本金等の額に100分の0.525を乗じて得た金額

(7) 各事業年度の所得に100分の1.18を乗じて得た金額

イ～エ (略)

(2)・(3) (略)

(4) 法第72条の2第1項第4号に掲げる事業次に掲げる金額の合計額

(7) 各事業年度の収入金額に100分の0.545を乗じて得た金額

(4) 各事業年度の付加価値額に100分の0.77を乗じて得た金額

(7) 各事業年度の資本金等の額に100分の0.32を乗じて得た金額

18 前項の場合において、県内と他の2以上の都道府県内に事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上のもの(法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人を除く。)及び受託法人であるものが行う同項第1号に掲げる事業に対する事業税の額は、同項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

ウ 各事業年度の所得に100分の1.18を乗じて得た金額

(2)・(3) (略)

(4) その他の法人 各事業年度の所得に100分の7.48を乗じて得た金額

(中小法人等に対する事業税の不均一課税)

19 前2項の適用を受ける次に掲げる法人(受託法人であるものを除く。)のうち、附則第17項第1号に規定する事業を行う法人で事業税の課税標準となる各事業年度の所得が3,000万円に当該事業年度の月数を乗じて得た額を12で除して計算した金額以下のもの又は同項第2号若しくは第3号に規定する事業を行う法人で事業税の課税標準となる各事業年度の収入金額が2億4,000万円に当該事業年度の月数を乗じて得た額を12で除して計算した金額以下のものが行う事業に対する各事業年度の所得又は収入金額に係る事業税についての前2項の規定の適用については、附則第17項第1号イの表中「100分の3.75」とあるのは「100

分の3.5」と、「100分の5.23」とあるのは「100分の4.9」と、同号ウの表中

各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	100分の3.75
各事業年度の所得のうち年400万円を超え年10億円以下の金額	100分の5.23
各事業年度の所得のうち年10億円を超える金額	100分の6.095

とあるのは

各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	100分の3.5
各事業年度の所得のうち年400万円を超える金額	100分の4.9

と、同号エの表中「100分の3.75」とあるのは「100分の3.5」と、「100分の5.665」とある

(1)・(2) (略)

(3) 特別法人以外の法人 各事業年度の所得に100分の7.48を乗じて得た金額

(中小法人等に対する事業税の不均一課税)

19 前2項の適用を受ける次に掲げる法人(受託法人であるものを除く。)のうち、附則第17項第1号に規定する事業を行う法人で事業税の課税標準となる各事業年度の所得が3,000万円に当該事業年度の月数を乗じて得た額を12で除して計算した金額以下のもの又は同項第2号若しくは第3号に規定する事業を行う法人で事業税の課税標準となる各事業年度の収入金額が2億4,000万円に当該事業年度の月数を乗じて得た額を12で除して計算した金額以下のものが行う事業に対する各事業年度の所得又は収入金額に係る事業税についての前2項の規定の適用については、附則第17項第1号イの表中「100分の3.75」とあるのは「100

分の3.5」と、「100分の5.23」とあるのは「100分の4.9」と、同号ウの表中

各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	100分の3.75
各事業年度の所得のうち年400万円を超え年10億円以下の金額	100分の5.23
各事業年度の所得のうち年10億円を超える金額	100分の6.095

とあるのは

各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	100分の3.5
各事業年度の所得のうち年400万円を超える金額	100分の4.9

と、同号エの表中「100分の3.75」とあるのは「100分の3.5」と、「100分の5.665」とある

のは「100分の5.3」と、「100分の7.48」とあるのは「100分の7」と、同項第2号中「100分の1.065」とあるのは「100分の1」と、同項第3号イ(7)中「100分の0.815」とあるのは「100分の0.75」と、前項第2号中「100分の5.23」とあるのは「100分の4.9」と、同項第3号中「100分の5.23（各事業年度の所得のうち年10億円を超える金額については、100分の6.095）」とあるのは「100分の4.9」と、同項第4号中「100分の7.48」とあるのは「100分の7」とする。
(1)～(3) (略)

のは「100分の5.3」と、「100分の7.48」とあるのは「100分の7」と、同項第2号中「100分の1.065」とあるのは「100分の1」と、同項第3号イ(7)中「100分の0.815」とあるのは「100分の0.75」と、前項第1号中「100分の5.23」とあるのは「100分の4.9」と、同項第2号中「100分の5.23（各事業年度の所得のうち年10億円を超える金額については、100分の6.095）」とあるのは「100分の4.9」と、同項第3号中「100分の7.48」とあるのは「100分の7」とする。
(1)～(3) (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 改正後の静岡県税賦課徴収条例の規定は、令和4年4月1日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。